

事業用自動車事故調査報告書 概要

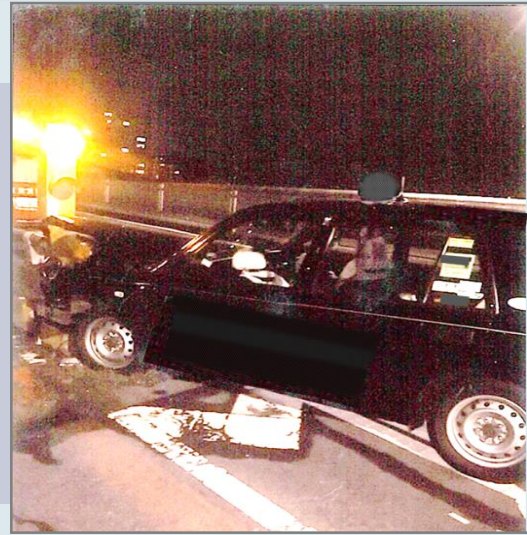
～タクシーの衝突事故～

(東京都江戸川区)

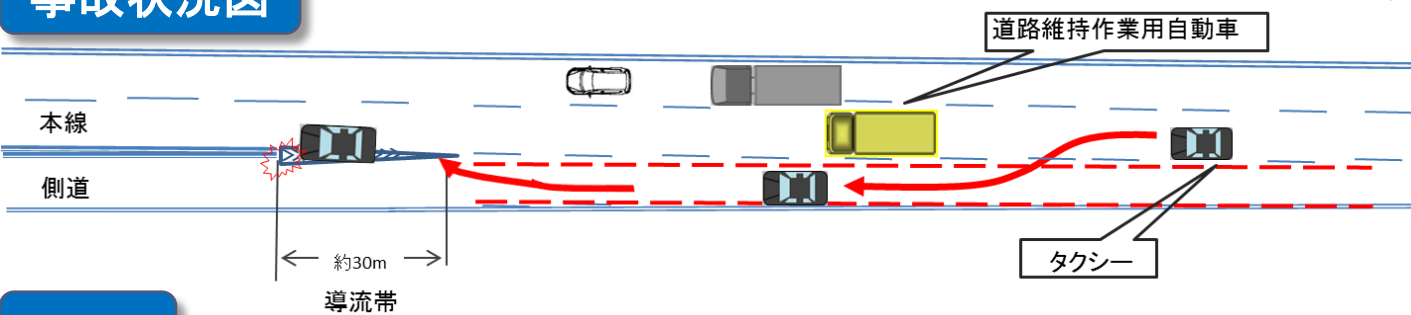
事故概要

平成28年5月30日21時57分頃、東京都江戸川区の都道318号線（環七通り）の陸橋上において、タクシーが乗客1名を乗せて片側3車線道路の第2車線を走行中、低速で走行していた前方の道路維持作業用自動車を第1車線側から追い越した後、第2車線へ戻ろうとした際、タクシーの左前部が、側道と本線とを分岐させるため第1車線と第2車線の間設置された分離帯の先端部に衝突した。

この事故により、乗客が死亡し、運転者が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- 運転者の**速度超過**や**左側からの追越し**、**脇見運転**といった**法令違反の無理かつ危険な運転行為**が、本事故の直接的な原因と考えられる。
- 当該事業者において、同運転者に**適性診断**を受診させておらず、**同運転者の運転特性や平素の運転行動の把握**及びそれに基づく**安全指導**を十分に行っていなかったことも、同運転者の危険な運転行為の背景にあると考えられる。
- 運転者は**シートベルトの着用案内**を行っておらず、乗客が**シートベルトを着用しなかった**。このため、乗客は衝突の衝撃で前方へ飛び出し、ドア支柱に頭部が衝突したものであり、シートベルトの非装着が**被害を拡大**したと考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、運転者に対し**定期的な適性診断**を受診させるほか、ドライブレコーダーを活用するなどにより**運転特性を把握**し、その結果を活用した**指導教育を行う**こと。また、指導教育が形式的にならないよう、**実践型の手法**を取り入れるなどの工夫、**運転者の理解度を把握する仕組み**を整えること。
- ★ 事業者は、運転者に対し、乗客の安全を確保するために**シートベルトの着用が必要不可欠**であることを認識させ、乗客への積極的な案内や、乗客が見やすい位置への掲示物の貼付け等により、**乗客のシートベルト着用を促す**こと。